

型を用いて製品を製造する全ての事業者の皆様方へ

型取引の適正化を通じて、サプライチェーン全体の競争力強化を図りませんか。改善策の決め手はこれです！

- ◇新しい型取引のルールができました。
- ◇型の製作から廃棄に至るまで、新しい型取引のルールに基づき、取引を行いましょ！

令和元年12月、産官学が参画する「型取引の適正化推進協議会」の報告書を取りまとめ、新しい型取引のルールを策定しました。

また、令和2年1月には、下請中小企業振興法「振興基準」を改正し、報告書で取りまとめた型取引のルールを正式に法令にも位置付けています。

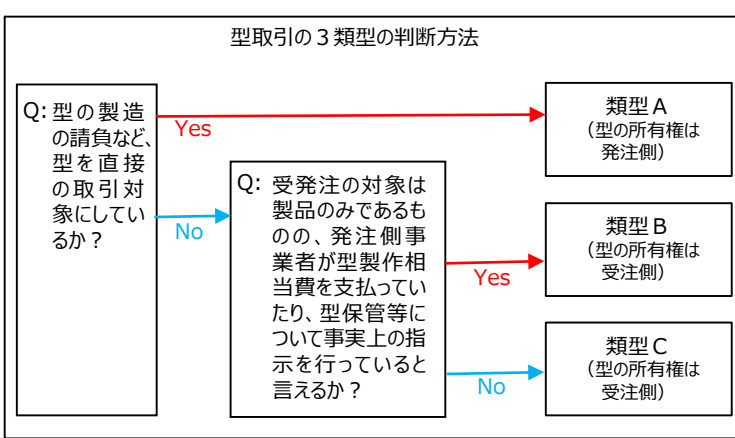
新しい型取引*のルールの全体概要

I. 型取引の類型整理

類型A: 「型のみ」又は「製品と型の双方」を取引対象（請負等）とする取引

類型B: 取引の対象は製品であるものの、型についても、製品に付随する取引として、発注側事業者が型製作相当費の支払いや製作・保管等の事実上の指示を行う取引

類型C: 型そのものは取引対象とならず、かつ、発注側事業者が型に関して、型製作相当費の支払いや製作・保管等の指示を全く行わず、受注側事業者の判断で型管理を行う取引



* 発注側事業者は、受注側事業者との型を用いた取引について、自らに有利となるよう一方的に、特定の種類の取引として取り決めを行ってはならない。

II. 類型ごとに実施する型取引の適正化の取り組み

発注側事業者及び受注側事業者は、**類型ごとに整理された型取引の適正化の取組を行う**ものとする。

なお、**類型Cの取引にあっては、発注側事業者は、受注側事業者に対し、型に対する指示や廃棄に関する制限等を行わない**ものとする。

- <<適正化の取り組み事項等>>**
- ① 事前協議・書面化
 - ② 型代金又は型製作相当費の支払い
 - ③ 不要な型の廃棄の推進、型の保管費用の支払い
 - ④ 型の廃棄・返却、保管費用に関する「目安」
 - ⑤ 知的財産・ノウハウの保護

III. 「型の取扱いに関する覚書」の活用

類型A、Bの取引に当たっては、型取引の適正化推進協議会報告書附属資料の「**型の取扱いに関する覚書**」を活用し、**新規の型取引及び既存の型取引の見直しに活用する**ものとする。

* 金型のみを指すものではなく、木型、樹脂型、治具（型同様の管理を求められるものをいう）などの取引をいう。

①事前協議・書面化

型の取扱いについて、取引条件が曖昧なまま、取引を行っていませんか？



型の取扱いは従来と同じでヨロシク頼むよ。



取決め事項

口頭の指示だけでは、取扱いが不明瞭だなあ。

⚠ 受注側事業者に不利益を与えるおそれがあります！！

口頭の指示や従前の取引慣行に従って型取引を行うことは、継続的な取引を行う中で**型の所有権の所在や保管費用の取扱いが曖昧**となり、受注側事業者は不利益を被る可能性があります。

新しい型取引のルールの概要

【類型ABC共通】

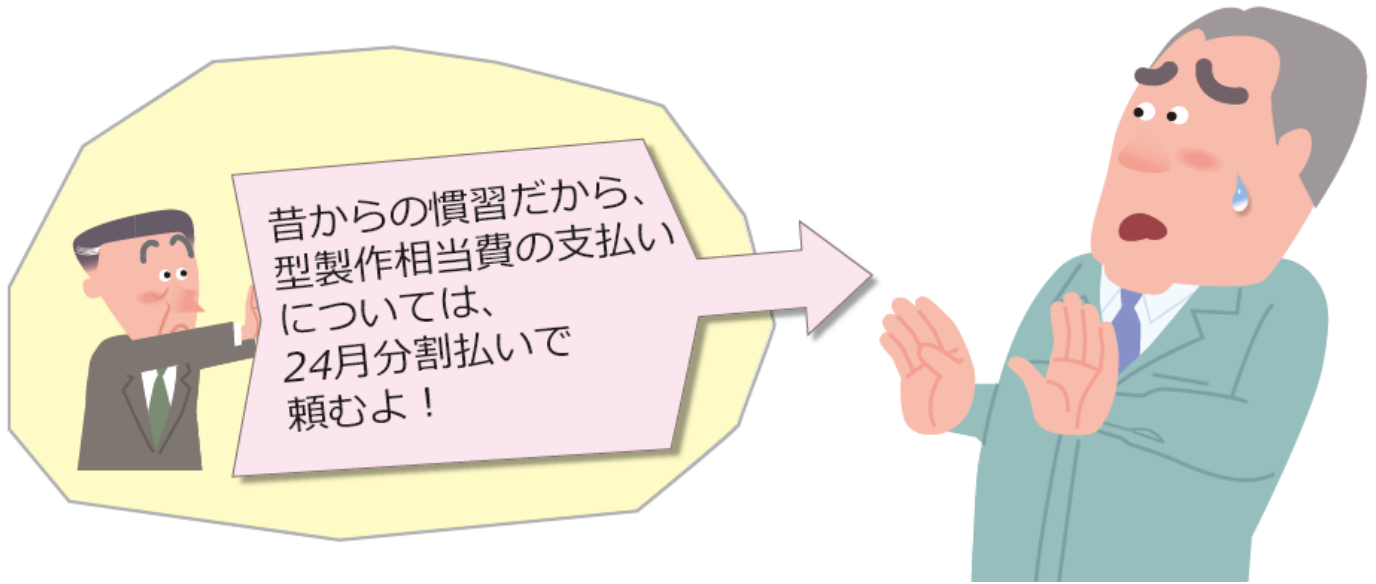
発注側事業者及び受注側事業者双方で、協議の上、あらかじめ以下の事項について、書面化する必要がある。書面化に当たっては、P6の「型の取扱いに関する覚書」を活用することが可能。

＜書面化する事項＞

- 型の所有権の所在
- 製品の量産期間
- 型代金又は型製作相当費に関する事項（支払方法、支払期日等）
- 型の保守の取扱い・費用
- 型のメンテナンスの取扱い・費用
- 型の更新の取扱い・費用
- 型の廃棄の取扱い・費用

②型代金又は型製作相当費の支払い

型代金又は型製作相当費の支払いについて、
資金繰り負担に問題はありませんか？



⚠ 受注側事業者に不利益を与えるおそれがあります！！

型は、製作に多大な資金を要するため、発注側事業者による受注側事業者への**型代金又は型製作相当費の支払い完了時期が遅くなればなるほど、受注側事業者の資金繰りの負担が増す**こととなります。

新しい型取引のルール概要

【類型A】

発注側事業者は、遅くとも型の引き渡しまでに一括払いなどの方法により型代金を支払うことに努めるものとする。

また、資金繰りに課題のある受注側事業者に対しては、契約時に「着手金」と称して型代金の一部や受注側事業者が外部調達に要する金額相当分を前払いするなど、製作工程に合わせて早期に払うことに努めるものとする。

【類型B】

発注側事業者は、受注側事業者が型製作相当費について一括払いを要望したときには、可能な限り速やかに支払うよう努めるものとする。

例えば、発注側事業者は、資金繰りに課題のある受注側事業者に対しては、一括払いや更に「着手金」と称した前払いなど、製作工程に合わせて早期に払うことに努めるものとする。

※下請法適用対象取引の場合には、金型の受領日から60日以内の期間内において、かつ、できる限り短い期間内で支払いをしなければならない。

③ 不要な型の廃棄の推進、型の保管費用の支払い

型の保管を依頼しているのに、
型を無償で保管させていませんか？



⚠ 受注側事業者に不利益を与えるおそれがあります！！

製品の量産終了後など、発注側事業者が、事実上、受注側事業者に**保管の指示**を行っているにもかかわらず、**保管費用を支払わない場合には、受注側事業者は、型を無償で保管させられている**こととなります。

新しい型取引のルールの概要

(1) 不要な型の廃棄の推進

【類型A】

発注側事業者は、自ら所有する型が不要になれば廃棄しなければならず、事前に定めた型の取扱いに従い、廃番となった製品の型については、受注側事業者に廃棄指示を行い、廃棄に要する費用を支払うものとする。

【類型B】

発注側事業者は、受注側事業者が所有する型について、事前に型の廃棄に係る取扱いを協議して定めた上、事実上、受注側事業者に型を保管させたときは、受注側事業者から廃棄申請等があれば、速やかに型の廃棄の可否を決定して書面で通知するものとする。

【類型AB共通】

発注側事業者は、受注側事業者と製品の廃番通知等の情報共有を徹底し、受注側事業者は、保管する型と製品の関連付けを整理し、型台帳の整備や保管場所の整理を行うものとする。

(2) 型の保管費用の支払い

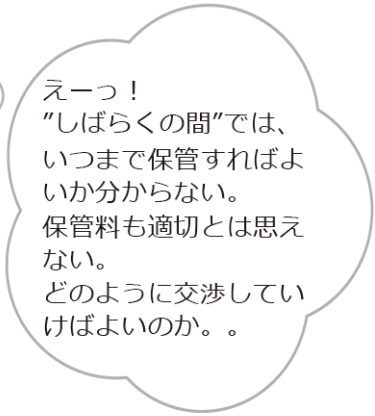
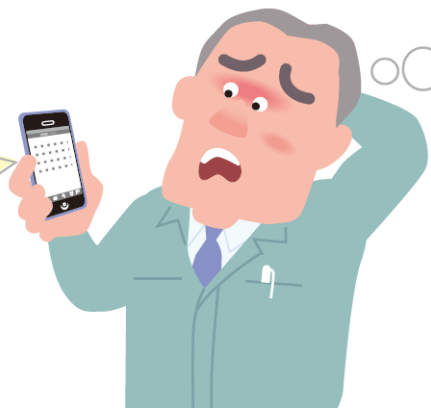
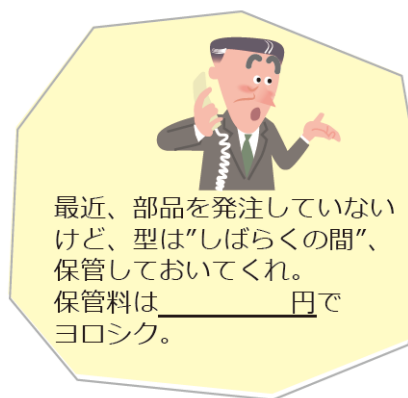
【類型AB共通】

発注側事業者は、量産終了後、引き続き受注側事業者に型を保管させる場合は、型の保管に要する費用を受注側事業者を支払うものとする。

また、発注側事業者は、型を廃棄するに当たり、製品の残置生産の指示を行う場合には、必要な費用を受注側事業者を支払うものとする（製品代金、製品の保管費用等）。

④型の廃棄・返却、保管費用に関する「目安」

型の保管期間は適切ですか？ また、型の保管費用の算定は妥当ですか？



⚠️ 受注側事業者に不利益を与えるおそれがあります！！

型の保管は費用が掛かるため、生産活動に使用しない型をいたずらに長期間保管することや実態に合わない保管料を設定することは、受注側事業者にとって、不利益となります。

新しい型取引のルールの概要

【類型ABC共通】

- 発注側事業者は、受注側事業者に対し、量産期間から補給期間への移行が明確となるよう量産終了に係る連絡を遅滞なく行うものとする。
- 発注側事業者及び受注側事業者は、量産期間移行後速やかに型の廃棄・保管に関する諸条件を書面等により明確化。移行直後には明確化しない場合、遅くとも3年以内に定期的な協議・連絡を行うものとする。
- 量産終了から一定年数（下記参照）経過した場合には、発注側事業者及び受注側事業者は、廃棄を前提にした型の取扱いの協議を行うものとする。

<一定年数の目安>

- 自動車関連産業 : 量産終了後15年
- 産業機械関連産業 : 量産終了後10～15年
- 電機・電子・情報関連産業 : 最終生産後3年

<型保管に係る費用項目の目安（上記3業界共通）>

・主要項目

：土地・建物費、外部倉庫費、公租公課、運送費、メンテナンス費（サビ取り、磨き、油差し、表面処理、メッキ処理等）、設備・備品費、労務費等

・補足項目

：インフラ整備費（床の強化等を行うもの）、耐震工事費、設備点検・維持費、情報システム構築・維持費等

⑤知的財産・ノウハウの保護

型に係る知的財産・ノウハウを取り決めていますか？また、適正対価で取引されていますか？



⚠ 受注側事業者が不利益を被るおそれがあります！！

型に係る知的財産・ノウハウの取り決めを行わない場合、それらを有する**受注側事業者の型の図面やデータが、意図に反して流出する危険性があります**。また、発注側事業者が型に係る知的財産・ノウハウを利用等を行う場合において、**適切な対価を払わないときには、受注側事業者は不利益を被ります**。

新しい型取引のルールの概要

【類型ABC共通】

- 受注側事業者の意図せざる型の図面やデータ流出の防止のため、発注側事業者及び受注側事業者は、**秘密保持契約を含めた型の図面やデータに関する取り決めを書面化する**ものとする。
- 発注側事業者が、受注側事業者の型の図面やデータが必要な場合には、受注側事業者に対して、**型の製作技術・ノウハウに対する対価を支払う**ものとする。

（参照すべき指針）

「金型図面や金型加工データの意図せざる流出の防止に関する指針（経済産業省 平成14・06・12 製局第4号）」

型取引の適正化推進協議会報告書

検索

<https://www.meti.go.jp/press/2019/12/20191211002/20191211002-2.pdf> P49～52参照

（優越的地位の濫用となり得る事例）

「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書（令和元年6月 公正取引委員会）」抜粋

- ✓ 発注内容に含まれていなかった金型設計図面やその他の技術データを後からすべて無償で提供させられる。
- ✓ 金型だけを納品する取引から、金型に併せて自社のノウハウが含まれる金型設計図面等の技術資料も納品する取引に変更したにもかかわらず、対価は一方向的に据え置かれる。

◇「型の取扱いに関する覚書」を活用しましょう。

型の製作から廃棄に至るまで、取引全般を確認し、合意内容を書面化しましょう！



💡 発注側・受注側事業者双方の競争力向上につながります！

型取引の適正化の取り組みにより、例えば、受注側事業者において、

- **不要な型の廃棄によって生じた工場内のスペースへの新たな生産設備の導入**
 - **型の保管や資金繰り負担の軽減により得た資金による人材教育投資の実施**
- など、サプライチェーン全体の競争力向上に資する効果が期待されますので、「**型の取扱いに関する覚書**」を参考に、抜本的に型取引を見直し、合意内容を書面化しましょう。

「型の取扱いに関する覚書」の活用について

類型A、Bの取引に当たっては、型取引の適正化推進協議会報告書附属資料の「**型の取扱いに関する覚書**」を活用し、**新規の型取引及び既存の型取引の見直しに活用**しましょう！

「型の取扱いに関する覚書」の概要

① 事前協議・書面化

- 合意事項の例となる事項を条項の形で示しています。
- 合意の対象となる型の特定に資する協議覚書例（品名、材質、大きさ等）を示しています。

② 型代金又は型製作相当費の支払い

- 製作工程に合わせた分割による前払いの条項例を提示しています。
- 類型Aにおいて、型製作企業が行う型の販売取引における支払方法に関する条項例を提示しています。

③ 不要な型の廃棄の推進、型の保管費用の支払い

- 発注側事業者が型の保管料を負担する旨の条項例を提示しています。
- 受注側事業者による型の保管台帳による整備の条項例を提示しています。

④ 型の廃棄・返却、保管費用に関する「目安」

- 「目安」に基づく合意事項例を提示しています。

⑤ 知的財産・ノウハウの保護

- 秘密保持の条項例を示しています。